



教義第21号諮問

北海道教科用図書選定審議会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条、第11条第1項及び第13条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

令和5年（2023年度）4月13日

北海道教育委員会教育長 倉本博史



## 諮問事項

令和 6 年度（2024 年度）から義務教育諸学校で使用する小学校用教科用図書及び令和 6 年度（2024 年度）に義務教育諸学校で使用する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に関する事項

- 1 市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長（以下「採択権者」という。）に対し、北海道教育委員会が示す採択基準及び採択参考資料について
- 2 道立特別支援学校の小学部で使用する小学校用教科用図書並びに小学部及び中学部で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を北海道教育委員会が採択する場合の基準について

## 理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条、第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、次により諮問するものである。

- 1 令和 6 年度（2024 年度）から使用する小学校用教科用図書について
  - (1) 義務教育諸学校（道立学校を除く。）  
採択権者が採択する場合の基準等を定めるため
  - (2) 道立特別支援学校の小学部  
北海道教育委員会が採択する場合の基準を定めるため
- 2 令和 6 年度（2024 年度）に使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書について
  - (1) 義務教育諸学校（道立学校を除く。）  
採択権者が採択する場合の基準等を定めるため
  - (2) 道立特別支援学校の小学部及び中学部  
北海道教育委員会が採択する場合の基準を定めるため